

# 神戸老眼大学会会則

令和5年4月1日



神戸老眼大学会

〒651-0076

兵庫県神戸市中央区吾妻通4丁目1-6

神戸市生涯学習支援センター内

Tel・Fax (078) 251-5586

E-mail : [rougan.dgk@gmail.com](mailto:rougan.dgk@gmail.com)

# 神戸老眼大学会則

## 第1章 総 則

(名称・事務室)

第1条 本会は、神戸老眼大学会と称し、事務室を神戸市中央区吾妻通4丁目1-6神戸市生涯学習支援センター内に置く。

(会員及び組織)

第2条 本会は神戸市老眼大学に在学中の者及び修了者並びに未修了者で、本会設立の趣旨目的に賛同するもの、及び、60歳以上の神戸市民で役員または、サークル部長が推薦したものを会員とする。

事務室には本部を設け、事務局、企画部、広報部、経理部及び各区並びにサークル部に理事を置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに時代にふさわしい教養を身につけた能力を再開発して社会活動に参加し、生きがいを創造するのを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

1. 講演会 2. 社会見学 3. 教養講座 4. 祝賀会・記念会・文化祭・例会 5. 旅行 6. サークル活動 7. 会員の慶弔 8. その他目的達成のための必要な事業。

## 第3章 役員及び委員

(役員構成)

第5条 本会には、次の役員を置く。

会長、副会長、事務局長、企画部長、広報部長、経理部長、婦人部長、監事、各部次長及び部員（以上を本部役員という）並びに各区理事及びサークル理事とする。

(委員構成)

第6条 本会には、次の委員を置く。

サークル部長、サークル部副部長、編集委員とする。

(役員選出)

第7条 役員は、次により選出する。

1. 会長は、改選前の役員会において、会員の中から推薦し、総会の承認を受ける。

2. 副会長及び事務局長以下の本部役員は、会長が推薦し、役員会において承認を求めて決定し、総会に報告する。

3. 理事は、区理事及びサークル理事とする。

(1) 区理事は、各区会員の中から推薦により選出し、選任された理事の推薦により代表理事を決定し、役員会において承認を求め、総会に報告する。

(2) サークル理事は、サークル部員の中から推薦により理事を選任し、選

任された理事の推薦により代表サークル理事を決定し、役員会において承認を求め、総会に報告する。

4. 理事の定数は、区理事及びサークル理事ともに4名以内とする。ただし、会長の承認を得て増減することができる。
5. 改選後の補充人事については、会長が推薦し、役員会において承認を求めて決定する。

(委員の選出)

第8条 委員は、次により選出する。

1. サークル部長は、各部サークル部員の中から選出し、副部長は、部長の推薦により決定し、役員会に報告する。
2. 副部長の定数は、各部2名以内とする。但し、会長の承認を得て増減することができる。
3. 編集委員は、広報部長が会長と協議のうえ決定する。改選後の補充人事については、サークル部長の推薦により決定し、役員会に報告する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその仕事を代行する。
3. 事務局長は、会長、副会長を補佐し、本会運営全般にわたり処理する。
4. 企画部長は、事務局長を補佐し本会の運営にあたり立案及び役員会の決議に基づき諸事務に従事し、総会で決議した事項を処理する。
5. 広報部長は、事務局長を補佐し、機関紙及び会員名簿の編集並びにその他の広報業務を処理する。各サークル部の行う事業の連絡調整にあたる。
6. 経理部長は、事務局長を補佐し、本会の会計業務を処理する。
7. 婦人部長は、事務局長を補佐し、女性会員の意見を集約して、本会の運営に協力する。
8. 監事は、総べての監査にあたる。
9. 各部次長及び部員は、部長の指示を受け本会の運営に協力する。部長に事故ある時は、次長がその仕事を代行する。
10. 区理事は、自区会員を把握し、入会、退会などの事務を処理し、本会の必要事項等を本部に報告し、本会の運営にあたる。
11. サークル理事は、各項により本会の運営にあたる。
  - (1) サークル理事は、区理事と同等の役員として、区理事と協同で本会の運営にあたる。
  - (2) 各サークル部を把握して、サークル活動の発展のため本部に協力する。
  - (3) 各種行事等は、本部及び区理事と協力して活動をする。
12. 部外団体・企業等から業務を依頼された場合は、本会及び役員等で運営業務にあたる。

(委員の仕事)

第10条 委員の仕事は、次のとおりとする。

1. サークル部長及び副部長は、自部会員を把握し、部員の移動等を本部に

報告し、年2回会計監査を受けるものとする。及び、行事計画などを本部に報告し、本会の運営に協力する。

2. 編集委員は、広報部長の指示により、機関紙の発行及び会員名簿等の編集等に協力する。

(役員及び委員の任期)

第11条 役員及び委員の任期は、2か年とする。ただし再選は妨げない。補欠(含む増員)による役員及び委員の任期は、前任者の在任期間とする。改選は、任期満了の15日前までに行い、後任者が就任するまで、なおその職務を行う。

(役員及び委員の辞任)

第12条 役員及び委員が辞任を望むときは、会長の承認を受け、役員会に報告する。

#### 第4章 顧問、相談役、名誉会員

(顧問、相談役、名誉会員)

第13条 本会には、顧問及び相談役並びに名誉会員を若干名置くことができる。

1. 顧問は、役員会で推薦し、会長が委嘱する。
2. 相談役は、会長又は、副会長の経験者から会長が推薦し、役員会の承認を受けて決定する。
3. 名誉会員は、役員として5期以上にわたり、精励した会員を会長が推薦し、役員会の承認を受けて決定する。

#### 第5章 会 議

(会議の種類)

第14条 本会の会議は、総会、定例役員会、本部役員会、代表理事会議、サークル委員会議、役員・委員合同会議、編集会議とする。

(総 会)

第15条

1. 定時総会は、年1回会計年度終了後2か月以内に開催し、会員現在数の3分の1(委任状を含む)の出席をもって成立する。
2. 定時総会においては、次の事項を提出し、その承認を受けなければならない。事業報告と収支会計報告・事業計画と収支予算・会長の選任・会則の改正・その他役員会で必要と認めた事項。
3. 臨時総会は、会長が緊急必要と認めたときは、役員会に諮り開催する。ただし、全会員の3分の1以上の要請があったときは、総会を開かなければならない。
4. 総会の議長は、会長とする。
5. 総会の決議は、出席人員の過半数の賛成をもって決定する。  
なお、書面による総会の決議は、誌面決議書の過半数の賛成をもって決定する。
6. 総会の議題は、役員会の決議を得なければならない。

(定例役員会及び本部役員会)

第16条 定例役員会及び本部役員会は、毎月1回開催することを原則とする。

1. 本部役員会では、定例役員会の議題及び報告事項について審議する。
2. 定例役員会では、総会提出議題及び役員、委員の人事等その他本会

運営上必要な事項を審議し、決定する。

3. 定例役員会の成立は、10分の6以上の出席を要し、過半数の賛成をもって決定し、賛否同数の時は、会長が決定する。
4. 定例役員会及び本部役員会の議長は、会長とする。

(その他の会議)

第17条 代表理事会議、サークル委員会議、役員・委員合同会議は、各会議ごとの議案が発生したとき、または、会長が必要と認めたときに開催する。  
なお、編集会議は、広報部長の要請により、会長が開催する。

## 第6章 会 計

(経 費)

第18条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第19条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(通常会費)

第20条 通常会費の徴収は、次による。

1. 通常会費(通信費を含む)は、年額3,500円とし、3月31日までに前納することを原則とする。
2. 在籍3年以上の会員が当該年度中に、満90歳に達した時は、以後の会費を免除する。
3. 既納した会費は、返納しない。

(臨時会費)

第21条 新年祝賀会等には、参加者より臨時会費を徴収することができる。

(会員への通知)

第22条 会員への連絡は、会費からはがき等を購入し通知する。

## 第7章 賞 罰

(褒 章)

第23条 会員で、次に該当するときは、役員会の決議を経て、感謝状を贈呈することができる。

1. 入会后、10年以上にわたり功績のあった会員。
2. 特別に立派な功績を挙げた会員

(解任・除名)

第24条 会員としてふさわしくない行為があったときは、役員会の決議により、当該本人を解任、または、除名することができる。

## 第8章 そ の 他

(創 立)

第25条 本会は、昭和36年10月5日に発足した。

(会則の改正)

第26条 本会の会則は、会長が役員会に諮り、総会の決議を経て改正することができる。

(細 則)

第27条 本会の細則は、役員会の決議を経て別に定める。

付則 この改正は、令和5年4月1日に改正し、同日から適用する。

昭和36年10月5日 制定

昭和45年5月14日 改正

昭和49年5月16日 改正

平成9年5月23日 改正

平成13年5月23日 改正

平成20年5月25日 改正

平成27年5月15日 改正

令和3年5月25日 改正

令和5年4月1日 改正